

■子どもの権利について考えるワークショップについて

	委員名	ご意見概要	回答・対応
1	山本 真実 委員	どのように参加者を集めたのか。どのような子どもがどのくらい応募してきたのか。	【第1回検討委員会で回答済】 市内のエリア毎に子どもの人口比、男女比等を勘案の上2,000人を無作為抽出して案内を送付し、応募形式にて参加者を募集しました。その結果、小学生は124人、中学生～18歳は55人の応募があり、定員40名の参加者を抽選にて選ばせていただきました。
2	山下 敏雅 委員	120人を超える応募があったのに抽選で20人で進めるのがもったいない。せっかく関心を持っている子どもたちと何かつながれないか。また、子どもたちから意見を聞くだけでなく、その後のフィードバックも必要なので、せっかく集まって考えてくれた子どもたちに何らかの形でフィードバックしてほしい。	当日いただいた意見等については、報告書として市ホームページで公開するとともに、参加者へのフィードバックも予定しています。具体的な時期や方法については、今後検討していきます。
3	北田 真理 委員	大人側の参加者は、どのようなメンバーになるのか。	【第1回検討委員会で回答済】 子ども達にプレッシャーをかけずに、のびのびと自分の意見を言えるような環境をつくるため、送迎の保護者の方には保護者待合室を用意し、事務局以外の大人、保護者は入らないような設定にしました。当日の運営は事業者へ委託し、各グループに比較的小さい年代のファシリテーターが1人ずつ入り、意見がでにくい子どもたちに意見を促す役割を担っていただきました。
4	山下 敏雅 委員	応募してきたのはそれなりに意識の高い家庭だと思うので、保護者の方が子どもの権利についてどう考えているか、その他の関心を持っていない家庭に地域としてどのようなことができるかなどご意見を聞けると良い。	当日参加いただいた方の保護者へアンケートを実施しました。集計結果については、条例素案の検討や条例制定後の普及・啓発の取組の中で参考にさせていただきます。
5	武本 明日香 委員	人口比をもとに無作為抽出をしたという話があったが、参加者の中でどの地域が多いなど傾向はあるか。	【第1回検討委員会で回答済】 2,000人の抽出時に、偏りが出ないように全エリアから抽出される設定にした上で、子どもの人口比で割り振る形で抽出を行いました。抽選は行いましたが、元の抽出がうまくいったため、結果的に欠ける地域や偏りもなく選ぶことができました。参加者の中には、私立学校に通っている子どもも含まれています。
6	松原 拓郎 委員	学校に通っている子、通っていない子がいたり、性別についても多様性に配慮する必要があることから、バイアスが入らないように意識的に考える必要がある。	今後の子どもの意見を聴く取組の中で、様々な多様性に配慮しながら対応していきます。
7	松原 拓郎 委員	最初の講義の中で「権利」について狭く考えないような話をする、その後のグループワークでファシリテーターがうまく進むと思う。講義とグループワークの連動が成功の鍵だと思う。	事業者と協議の結果、「権利」についての講義部分は簡潔な内容とし、グループワークでの検討や話し合いの中で、各グループのファシリテーターがフォローする形式としました。参加者アンケートの結果、講義の理解度が高く、「自分の意見や考えが言えた」と回答した参加者が多数となりました。
8	北田 真理 委員	権利という言葉を出すと固くなってしまいう印象があるが、どのように表現していくのか。	【第1回検討委員会で回答済】 講義部分では、参加者の年代で分かるような表現で説明し、グループワークでは、「自分の意見が大事にされるまちってどんなまち？」や「好きなことができるとしたら、どんなことをしたい？」等のように、自分の日常生活の中で感じているようなことを必ずしも「権利」という意識がなくても出てくるような工夫を行いました。
9	北田 真理 委員	子どもが「どんなまち？」と聞かれると答えが難しい。子どもに近いところから親、学校の先生、兄弟、お友達などに言いたいことはあるか尋ねるなど、工夫してほしい。自分が子どもだとして、その質問をされたら答えられるかという視点で、流れを作してほしい。	小学生には「どんなまち？」という問いかけが難しいと判断し、「自分が大切にされることってどんなこと？」をテーマに家や学校、まちの中でしてほしいことやうれしいこと、不満に思っていること等を話してもらい、多くの意見が挙げられました。
10	山下 敏雅 委員	長期的な視野で考えた際に、条例制定後の普及啓発において、大人が子どもに教えるだけでなく、行く行くは、子どもたち自身が自分の言葉で下の子どもたちに伝えていけるようにすることで、子どもたちの主体性がより育まれ、広がっていく。はじまりのワークショップだが、参加してくれた40人が年を重ねて教える側に回ってくれるような広がりができることを期待する。	ワークショップの中でも、自分の意見を伝えられたことへの満足度が高く、意見を言う場を求める声が少なくなかったことから、引き続き、子どもの意見表明のための場づくりについて検討を進めていきます。また、条例制定後、普及・啓発の過程で子ども自身による取組についても検討していきます。

■骨格素案について

	委員名	項目	ご意見概要	対応	骨格素案(案)の該当箇所
1	松原 拓郎 委員	基本理念	子どもの権利条約では、「子どもの最善の利益」をプライマリー(最優先)に考える、と書かれていることから、単に考えるという事ではなく、どのように入れるかを確認する必要がある。	市における「子どもの最善の利益」の考え方を整理し、検討委員会の中で本条例での表現について検討していきます。	第1章 総則 (第1条 目的) (第3条 基本理念)
2	松原 拓郎 委員	子どもの権利保障	他者の権利の尊重についての記載があるが、扱いに気を付けないと子どもに責任を課する形になりかねないため、慎重に検討が必要である。	他者の権利侵害について子どもに責任が及ばないように、条例では直接的な表現は行わず、「第2章 子どもの権利」で定める権利が保障される前提として「他者の尊重」があると整理します。	第2章 子どもの権利
3	松原 拓郎 委員	子どもの意見	子どもの意見表明権について、子どもの権利条約の政府訳では「意見」となっているが、原文を「意見」と訳すべきかは議論があり、豊島区の条例では「思い」となっている。子どもは固定した意見を持つわけではないので、この部分を狭く解されないように、子ども目線で考える必要がある。	子どもの「意見」については、言語化されない部分を含めて捉えることとし、骨格素案(案)では暫定的に「意見や思い」と表記しています。表記については、引き続き、検討委員会の中で検討協議していきます。	全般
4	松原 拓郎 委員	子どもの意見	豊島区の条例では、子どもが意見を表明する前提として、情報の保障、説明の保障について定められている。形式的に意見表明権があるというだけでなく、意見表明のために何が必要かを子ども目線で検討する必要がある。	「第2章 子どもの権利」の中で子どもに必要な情報の取得について記載するとともに、「第4章 子どもの権利を守るためのまちづくり」の中でそのための情報発信や説明について記載します。	・第2章 子どもの権利 (第10条 社会に参加する権利) ・第4章 子どもの権利を守るためのまちづくり (第21条 子どもの社会参加及び参画の推進)

	委員名	項目	ご意見概要	対応	骨格素案(案)の該当箇所
5	松原 拓郎 委員	権利を守るためのまちづくり	「安心して過ごすことができる居場所づくり」という記載について、「居場所」というと子ども食堂のように限定されたイメージに限定されてしまうこともあるので、子どもが普段生活している場所すべてが居場所であり、子どもの生活全体での安心を守るという趣旨で広義に考えていきたい。	「第4章 子どもの権利を守るためのまちづくり」において、「家庭や子どもにかかわる施設、その他の活動の場」を居場所として定めます。	・第4章 子どもの権利を守るためのまちづくり (第19条 安心できる居場所づくり)
6	松原 拓郎 委員	子どもの権利を擁護する機関の設置	子どもの権利救済機関は必須であり、積極的に検討していただきたい。	「第5章 子どもの権利擁護」にて、三鷹市子どもの権利擁護委員の設置等について定めます。	第5章 子どもの権利擁護
7	山下 敏雅 委員	全般	子どもたちのための条例であるため、当の子どもたちが読んで分かる内容である必要がある。前文や権利のカatalogの部分についても子どもたちに伝わる書き方にしていきたい。	前文や項目の内容及び表現方法については、検討委員会の中で検討協議していきます。	全般
8	山下 敏雅 委員	全般	自治体でつくる条例であるため、三鷹市の子どもたちに三鷹市の大人の思いが伝わるような地域のつながりを感じられる内容であることが重要。三鷹市において、地域と子どもたちのつながりが今どうなっていて今後どうしていきたいのか、子どもたちが三鷹の子どもだと主体的に思えるようにどのようなサポートができるのか、といった視点を入れていければよい。	三鷹市における地域性、特色の一つとして、「第4章 子どもの権利を守るためのまちづくり」の中に「まちづくりや地域コミュニティの活動に参加及び参画」という文言を記載しています。その他の地域性、特色については、検討委員会の中で検討協議していきます。	第4章 子どもの権利を守るためのまちづくり (第21条 子どもの社会参加及び参画の推進)
9	武本 明日香 委員	全般	子どもたちが読んで理解できるように分かりやすい言葉でつくるとともに、保護者にも分かるように配慮し、子どもから聞かれたときに答えられるようにする必要がある。	子どもにも分かりやすい表現については、前文の内容や全体をとおしての表記方法等も含めて、検討委員会の中で検討協議していきます。	全般
10	武本 明日香 委員	全般	三鷹市には多世代交流センターがあるので、そのような多世代による地域とのつながりの要素を入れ込めるとよい。	多世代交流センター等の施設は、本条例の中で「子どもにかかわる施設」として定め、「第4章 子どもの権利を守るためのまちづくり」にて子どもの権利を守るための指針を示しています。多世代による地域のつながりの要素をどのように表現していくかは、引き続き、検討委員会の中で検討協議していきます。	第4章 子どもの権利を守るためのまちづくり
11	山本 真実 委員	全般	社会において子育てをしている親が最終的に責任を持つべきという意見が残っている中で、親の権利と子どもの権利をどのように整理し理解してもらうか、という点は非常に難しい。親も社会も子どもを大切に思っていて、結局子どもが一番大切にされているのだという事がみんなに分かるような形にしたい。	本条例では、親の権利についての言及は行わず、保護者及び市、市民、子どもにかかわる施設、事業者等のそれぞれの役割を定め、互いに連携協力しながら子どもの権利擁護につなげるという姿勢を示しています。	第3章 市、市民、保護者、子どもにかかわる施設、事業者等の役割
12	山本 真実 委員	子どもの意見	「意見」については、「オピニオン」ではなく「思い」や「ビュー」のように、言語化されない意見も含めて受けとめるようにしていきたい。	子どもの「意見」については、言語化されない部分を含めて捉えることとし、骨格素案(案)では暫定的に「意見や思い」と表記しています。引き続き、検討委員会の中で検討協議していきます。	全般
13	山本 真実 委員	子どもの権利を擁護する機関の設置	時代の流れの中でも、救済のための権利擁護機関は必要。子どもが相談しても侵害されないという安心の保障も入れるべきである。	「第2章 子どもの権利」の中でプライバシーの保護や相談する権利等について定めるとともに、「第4章 子どもの権利を守るためのまちづくり」にて相談体制の整備、「第5章 子どもの権利擁護」にて三鷹市子どもの権利擁護委員の設置等について定めます。	・第2章 子どもの権利 ・第4章 子どもの権利を守るためのまちづくり ・第5章 子どもの権利擁護
14	北田 真理 委員	全般	国や自治体などの公権力と親・子どもの関係性をどう捉えていくかは、各状況により変わってくるため難しい。国内の家族法では、「プライマリー」を「最善の」利益と捉えて運用を行っており、条例でも一般的な子どもの利益として定めているが、それが色々な紛争渦中にある個々の子どもたちの具体的な利益にかなわない部分もある。今後の検討の中では、一般的な子どもの最善の利益と個々の子どもの最善の利益を常に意識してつくっていくことが重要である。	一般的な「子どもの最善の利益」に捉われることなく、子どもにおける様々なケースを想定しながら、内容や表現等についての検討を進めていきます。	全般
15	北田 真理 委員	全般	日本では、大人から見て子どもが言ったことが合理的だと思われたいものを却下する傾向があるが、その合理性がない、意見にもならないような子どものフィーリングのようなものをどう取っていくのが非常に課題である。ヨーロッパでは、従来、大人の視点から子どもの意見を評価してきたことについて議論がなされており、子ども目線で考えることで、より広く子どもの意見、「フィーリング」や「ビュー」を捉えることができるという議論もある。また、聴取した子どもの意見をどのように取りまとめ、どう生かすかという点は、具体的に細かく検討していく必要がある。	全体の検討の中で、子どもの視点を意識して検討協議を行っていきます。また、ワークショップやアンケートで聴取した意見をどのように取り入れていくかを含めて、条例の内容や表現について検討委員会で検討協議を進めていきます。	全般
16	北田 真理 委員	全般	各自治体の条例では、暴力や虐待及び体罰の防止、子どもの貧困など内容が多岐に渡っており、どこまで入れ込んでいくか、棲み分けが難しい。既に条例があるものなどは生かしていくなど重なりあった部分の配慮をしつつ、扱う内容について精査する必要がある。	三鷹市における既存の条例と重複しないように「子どもの権利」の観点に絞って内容を精査していきます。	全般
17	山下 敏雅 委員	全般	学校の先生や親などの大人の側も仕事による疲弊や家庭内DVなど様々な事情により人権が守られていない現状がある中で、子どもの人権について理解につながりにくい状況が考えられる。大人の思いや権利保障について受け止めながら、子どもの権利保障について研修や啓発をしていく必要がある。	条例制定後、普及・啓発の過程で大人も対象に研修等を行っていきます。骨格素案(案)においても、「第1章 総則」にて子どもの権利の普及・啓発を定めます。	第1章 総則 (第4条 子どもの権利の普及・啓発)
18	山下 敏雅 委員	全般	三鷹市でも既に子どもに関する様々な施策が行われており、これまでは少子化対策や家庭支援という視点で見えていたものを子どもの権利保障という視点で見えていく時に役立つための条例につながる。最終的に、条例制定後に市民や子どもたちがその点を意識できるような書き方になると良い。	現在策定中の「三鷹市子ども総合計画」を本条例の推進計画に位置付け、様々な子ども・子育て関連施策を「子どもの権利」の観点からも捉えて実施していきます。	第6章 条例の推進